

# 一般社団法人山形県放射線技師会 委員会規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）の委員会についての必要事項を定める。

## (委員会の設置)

第 2 条 本会は、会務運営上必要ある時、委員会を置くことができる。

## (委員会の名称)

第 3 条 委員会は、その目的を冠して「〇〇委員会」という。

## (構成)

第 4 条 委員会は、委員長及び副委員長各 1 名並びに委員若干名をもって構成する。

## (設置及び改廃等)

第 5 条 委員会の設置、改廃並びに委員の任免は、理事会の承認の基、会長がこれを行う。なお委員の任期は 2 年以内とする。

## (委員長)

第 6 条 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

## (開催日時及び場所)

第 7 条 委員会の開催日時及び場所は、委員会がこれを定める。

## (報告書の提出)

第 8 条 委員会は、検討した事項に関して報告書を作成し、これを会長に提出しなければならない。

## (常設委員会)

第 9 条 本会の常務を遂行するために、次の委員会を置くことができる。

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| 1 企画委員会 |                 |
| 2 広報委員会 |                 |
| 3 学術委員会 |                 |
| 4 総務委員会 | — [ 庶務委員会—厚生委員会 |
| 5 表彰委員会 |                 |
| 6 その他   |                 |

## 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。